

# 三好市森林整備資格要件

## 別表 1

1 入札参加資格者	
三好市に主たる営業所を有するもの（以下「市内業者」という。）で次の各号の1に該当し、かつ別表2の資格、主任技術者及び林業労働者を有する者とする。	
(1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき設立された森林組合及び森林組合連合会	
(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき認定された林業事業者（以下「認定林業事業者」という。）	

## 別表 2

2 入札参加資格	
森林組合及び森林組合連合会	1号 次の各号に掲げるすべてを満たす事業者であること。 ア. 次に定める主任技術者を2人以上有すること。 イ. 次に定める林業労働者を5人以上有すること。 ウ. 当該業務を実施するために必要な機械器具を有すること。
認定林業事業者	2号 次の各号に掲げるすべてを満たす事業者であること。 ア. 次に定める主任技術者を2人以上有すること。 イ. 次に定める林業労働者を5人以上有すること。 ウ. 当該業務を実施するために必要な機械器具を有すること。 エ. 経理事務が良好であること。
2 主任技術者	
主任技術者とは、次の1号から3号のいずれかに該当する者とする。	
1号 学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備又はこれに類する業務の職務経験が次のいずれかに該当する者。 ア. 高等学校を卒業した後、5年以上。 イ. 大学又は短期大学及び高等専門学校を卒業した後、3年以上。	
2号 森林整備又はこれに類する業務の職務経験が次のいずれかに該当する者。 ア. 旧実業学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格後、5年以上。 イ. 専門学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格後、3年以上。	
3号 森林整備又はこれに類する業務に関し10年以上の職務経験を有する者。	
3 林業労働者	
林業労働者とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、次に掲げる教育を受けた者かつ次の実務経験を有する者とする。	
1 刈払機作業に係る安全衛生教育。	
2 伐木等の業務に係る特別教育、チェーンソー取扱の業務に係る特別教育。	
3 森林整備又はこれに類する業務に関し3年以上の実務経験を有する者。	

注1 職務経験期間の数は、当該業務に従事した対象年をもって1年とする。

2 林業労働者の実務経験期間の数は、当該業務に従事した月数が通算で12箇月あることをもって1年とする。

3 主任技術者のうち、林業労働者の資格を有する者は、これを兼任できる。

4 主任技術者については、別に定める業務経歴書（主任技術者用）を提出すること。なお林業労働者については、別に定める業務経歴書（林業労働者用）と該当する教育の修了証の写しを提出すること。